

行政手続法に基づく「行政指導の中止等の求め」の申出書

(申出日) 令和 年 月 日

都道府県知事市区町村長 国民から選挙で選出の公務員の傀儡殿
 同副首長 複数名の場合有り 事実上の悪政公務員トップ 殿
 同新型コロナウイルス感染症対策部局長自然災害等の機管理部局 殿
 同教育委員会教育長各種学校の生徒児童への人権侵害の責任者殿
 同保健部局長都道府県市区町村“立”の病院経営の責任者や保健所長の場合有り殿
 会計監理責任者法人格である国や地方公共団体には会計監理義務有 殿

未成年 被成年後見人の場合は、保護者・成年後見人の名前住所必須
 申出者氏名・名称（必須）： 本名の他、芸名、通称や店舗名事業所名可 印
 住所・居所（必須）：住民票なくても在勤や本籍や子ども家族が所縁がある、など何かしらの関係があればOK
はんこ無しOK

あくまでも、行政が回答し返信するための居所です

電話番号： 必須では無い

メールアドレス： 必須ではない

下記のとおり法令に違反する行為の是正を求める行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件に適合しないと思量するため、行政手続法第36条の2の規定に基づき、行政指導の中止その他必要な措置を求めます。

記

1. 行政指導の内容（必須）

【感染症蔓延防止の為の、マスクの着用要請、ソーシャルディスタンス（三密の回避）の要請、外出自粛要請、経済自粛要請、PCR検査推進、ワクチン接種の勧奨】

2. 行政指導がその根拠とする法律の条項（必須）

【平成二十四年法律第三十一号 新型インフルエンザ等対策特別措置法】

3. 行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件（必須）

【第一章第一条（目的）の条項による】

4. 行政指導がその根拠とする法律の条項に規定する要件に適合しないと思量する理由（必須）

【地球上に新型コロナウイルスの単離標本が不存在であること及びその病原性が証明されていないので行政が対応策すべき目的の、事実 根拠 証拠が無い。】

5. その他参考となる事項

資料：[新型コロナ不存在を解説した prettyworld のブログ\(2020/12/25 16:48\)](#)、厚生労働省発健1221第4号、[国会や地方議会での不存在の答弁記録](#)、【最重要】塩基配列データを蓄積・提供している世界最高権威の米国生物工学情報センター（NCBI）の公共の塩基配列（遺伝情報＝ゲノム）データベース【genbank ゲノムバンク】に国立感染症研究所が登録を自ら取り下げた過去ログ(Record removed=登録記録削除) 過去現在、地球上どこにも新型コロナウイルス存在を証明する証拠は無いことを示す。

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nuccore/LC521925.1?report=genbank>

6. 行政庁は申出日より起算し7日以内（令和 年 月 日迄）に 必要な調査をし、行政指導中止の可否の回答とその理由、行政指導中止の場合は善後策を申出者本人及び法定代理人に文書で、直接面会にて手渡しの提示と、住民への広報を行ってください。